

〔金銀圖錄正用品〕一水戸藥王院天正年間古文書ノ内此書年號ヲ失ストイヘドモ信長へ兩度音信トアレバ天正年間ノ書ナリ僧正口宣之爲御禮禁裏様へ黄金三兩田舎目御門跡様へ同貳分院家へ同貳分御進上候

一同文書ニ

來春早々可被調進御禮物書立

金壹枚京目

禁裏様

同五兩同

親王様中略

同壹兩

御あちやく様

同壹枚

御門跡様

同三兩此内貳兩京目

同民部丞

同壹分

伊勢丞

以上六枚九兩三分歟

右之外三兩一分一朱信長へ兩度御音信鳥羽小路失墜仕候此方へ可被相渡分如斯候

〔地方新書〕今量合一升は十三勺の重を十二錢とす其十二分の一を一分とす錢十分を大一兩とす錢十六兩を大一斤とす錢六十俗に唐目又黒目と稱す今普通に用ゐる所のものは是なり是一種

の衡法也

〔地方新書〕一種藥舗にて大和目と云あり百八十を以て斤とす地黃當歸等此斤を用ゐる也凡

九六量大一斤の目なり是穂井田忠友の目撃せしと云法隆寺東大寺等の古器の斤兩と符合す大和と云は日本ヤマトと云義にて百六十を唐目と云に對へし名ならんか山椒は六十を一斤と

すと云へばこは大和目の小斤の名殘なるべし

自餘二百錢を一斤とするあり之を口目と云又二百十を一斤とするあり之を沈香目と云又